

【動物用医薬品店舗販売業許可申請手続きについて】



申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間 平日 午前 8:30～11:30 午後1:00～4:30

必要書類

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品店舗販売業許可申請書	<input type="checkbox"/> 別紙記入例を参考にしてください
<input type="checkbox"/> 店舗所在地の略図	<input type="checkbox"/> 店舗の場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 店舗の平面図	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品の配置場所を赤枠等で示してください
<input type="checkbox"/> 店舗管理者の氏名、住所を記載した書類 <input type="checkbox"/> 店舗管理者以外の薬剤師、販売従事登録者の氏名、住所を記載した書類 <input type="checkbox"/> 店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類 <input type="checkbox"/> 特定販売に関する項目を記載した書類	<input type="checkbox"/> それぞれ様式は問いませんが、 店舗添付書類（参考様式） がありますのでそちらにまとめて記載していただいてもかまいません
<input type="checkbox"/> 店舗管理者の実務又は業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 指定医薬品以外の医薬品のみを販売授与する店舗において、 登録販売者を店舗管理者とする場合に必要 となります （実務・業務従事証明書の様式があります） ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 申請者が法人である場合には添付してください
<input type="checkbox"/> 組織規定（図）又は業務分掌表等	<input type="checkbox"/> 法人においては店舗販売業の業務を行う役員が明確になるようにしてください
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証又は 動物用医薬品販売従事登録証	<input type="checkbox"/> 原本を持参してください <input type="checkbox"/> 店舗管理者及びその店舗で動物用医薬品販売に従事する全員分
<input type="checkbox"/> 雇用証明書	<input type="checkbox"/> 上記の有資格者全員分
<input type="checkbox"/> （指針・業務手順書）	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 <input type="checkbox"/> 提出は必須ではありませんが、指針・業務手順書の有無を確認します （指針・業務手順書が整備されていない場合は許可できません）

手数料：29,200円（鹿児島県収入証紙）

※ 鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※ 不明な点がございましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

